

参 考 資 料

1. 設置者別、学校種別、学校数・在学者数・教員及びその割合・・・47
2. 免許状の授与件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
3. 各学校種ごとの免許状を保有する教諭の割合・・・・・・・・49
4. 教員研修の実施体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
5. 平成12年度 教職経験者研修の実施状況（概要）・・・・51
6. 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）（抜粋）・・・・52
7. 公立学校教育職員の懲戒処分等の状況（平成12年度）・・・・53
8. 懲戒免職及び免許状の取上げ状況の推移・・・・・・・・・・54
9. 社会人活用の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
10. 平成14年度教員採用選考試験における社会人特別選考等・・・・56

1. 設置者別、学校種別、学校数・在学者数・教員及びその割合

(平成13年5月1日現在)

学校種別	学校数 在学者数 教員数		国立		公立		私立	
				%		%		%
幼稚園	14,374	校	49	0.3	5,883	40.9	8,442	58.7
	1,753,423	人	6,819	0.4	360,963	20.6	1,385,641	79.0
	106,684	人	319	0.3	25,578	24.0	80,787	75.7
小学校	23,964	校	73	0.3	23,719	99.0	172	0.7
	7,296,921	人	47,260	0.6	7,182,434	98.4	67,227	0.9
	407,826	人	1,779	0.4	402,800	98.8	3,247	0.8
中学校	11,191	校	76	0.7	10,429	93.2	686	6.1
	3,991,911	人	33,647	0.8	3,724,711	93.3	233,553	5.9
	255,489	人	1,653	0.6	241,519	94.5	12,317	4.8
高等学校	5,479	校	15	0.3	4,146	75.7	1,318	24.1
	4,061,761	人	8,787	0.2	2,865,102	70.5	1,187,872	29.2
	266,545	人	601	0.2	204,015	76.5	61,929	23.2
中等教育学校	7	校	2	28.6	1	14.3	4	57.1
	2,166	人	1,417	65.4	236	10.9	513	23.7
	194	人	89	45.9	37	19.1	68	35.1
特殊教育諸学校	996	校	45	4.5	936	94.0	15	1.5
	92,072	人	3,067	3.3	88,171	95.8	834	0.9
	58,617	人	1,431	2.4	56,924	97.1	262	0.4
盲学校	71	校	1	1.4	68	95.8	2	2.8
	4,001	人	181	4.5	3,720	93.0	100	2.5
	3,440	人	86	2.5	3,317	96.4	37	1.1
聾学校	107	校	1	0.9	105	98.1	1	0.9
	6,829	人	272	4.0	6,493	95.1	64	0.9
	4,896	人	88	1.8	4,781	97.7	27	0.6
養護学校	818	校	43	5.3	763	93.3	12	1.5
	81,242	人	2,614	3.2	77,958	96.0	670	0.8
	50,281	人	1,257	2.5	48,826	97.1	198	0.4
総計	56,011	校	260	0.5	45,114	80.5	10,637	19.0
	17,198,254	人	100,997	0.6	14,221,617	82.7	2,875,640	16.7
	1,095,355	人	5,872	0.5	930,873	85.0	158,610	14.5

(注) 学校基本調査速報による。

2. 免許状の授与件数の推移

区分	昭和				平成							
	45年度	50年度	55年度	60年度	2年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
小学校	37,494	46,971	51,054	39,956	38,331	31,323	29,665	28,947	27,310	27,862	25,956	
中学校	112,317	108,452	114,832	94,578	86,035	77,623	78,329	77,218	72,246	69,102	66,486	
高等学校	82,756	93,709	107,881	93,666	87,697	83,460	85,759	84,879	81,231	78,797	81,905	
盲学校	122	183	120	115	118	187	209	193	170	217	241	
聾学校	297	288	299	307	377	397	445	471	426	448	431	
養護学校	3,081	4,495	5,570	5,483	4,698	4,345	4,693	5,006	4,881	5,240	5,249	
幼稚園	30,790	49,649	56,922	50,119	46,068	44,213	43,512	43,163	41,183	40,137	39,421	
養護教員	4,456	6,279	6,773	5,624	5,615	5,057	4,843	5,039	5,069	5,054	4,652	
特殊教科	80	62	101	85	70	91	94	105	88	106	88	
合計	271,393	310,088	343,552	289,933	269,009	246,696	247,549	245,021	232,604	226,963	224,429	

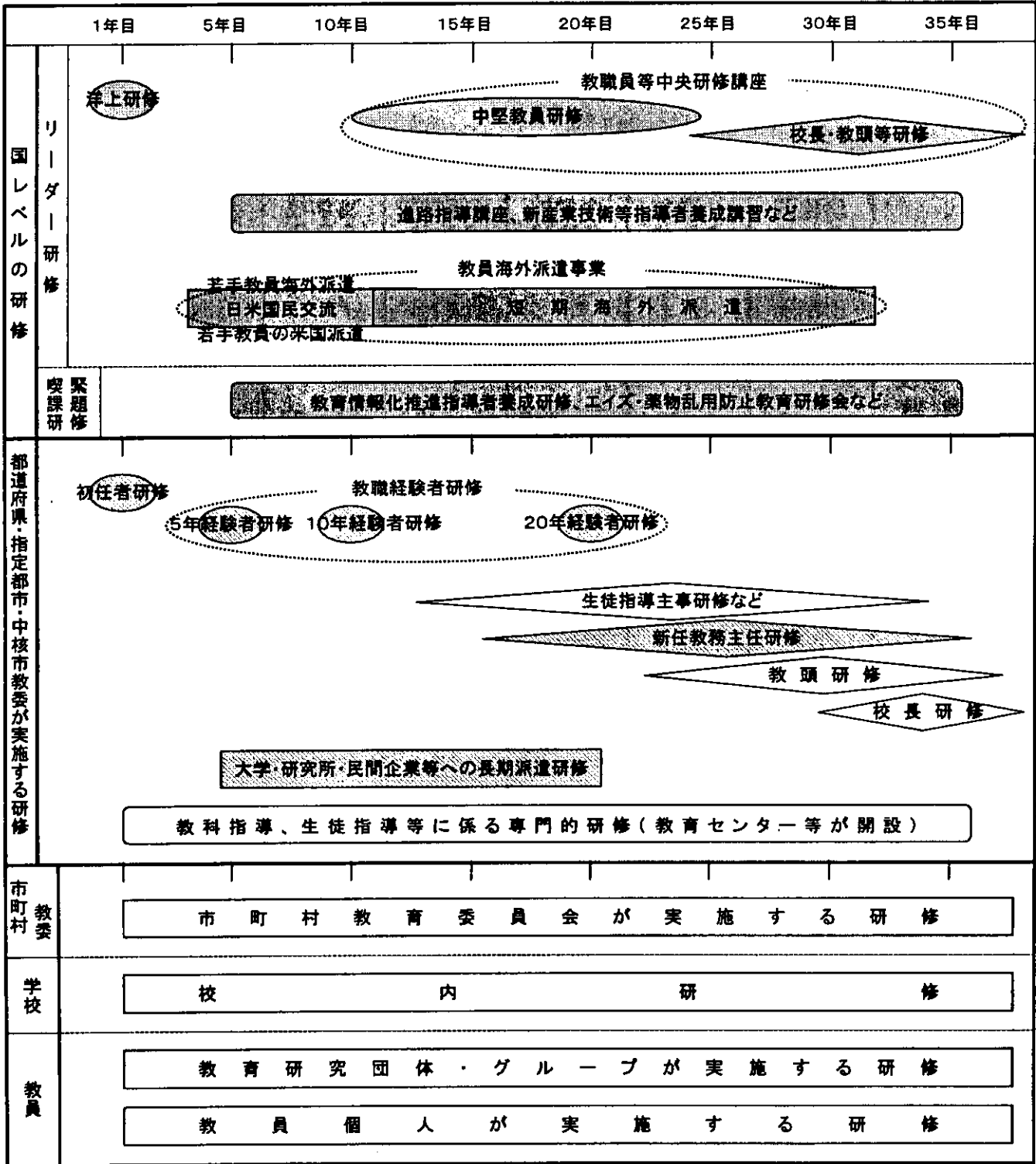
3. 各学校種ごとの免許状を保有する教諭の割合

(%)

	幼稚園 免許状	小学校 免許状	中学校 免許状	高等学校 免許状	盲学校 免許状	聾学校 免許状	養護学校 免許状
幼稚園 教諭	99.7	7.5	1.1	0.7	-	0.0	0.3
小学校 教諭	20.6	98.4	63.0	42.1	0.1	0.5	6.2
中学校 教諭	1.6	28.0	99.9	76.0	0.1	0.1	2.4
高等学校 教諭	0.2	4.5	55.5	99.9	0.0	0.0	0.3
盲学校 教諭	8.6	36.9	62.7	58.1	19.3	3.9	30.6
聾学校 教諭	16.5	51.2	70.6	64.4	2.0	28.9	37.2
養護学校 教諭	10.6	51.9	76.0	66.9	1.5	2.8	51.0

学校教員統計調査報告書(平成10年度:文部省)

4. 教員研修の実施体系



- : 教職経験に応じた研修
- : 職能に応じた研修
- : 国(教員研修センター)が実施
- : 国庫補助等あり
- : 専門的知識・技術に関する研修
- : その他
- : その他

5. 平成12年度 教職経験者研修の実施状況(概要)

1. 各経験年数段階における研修の実施状況

<教職5年目程度研修>

実施主体	実施縣市数	対象者	平均日数	平均開設講座数
都道府県	47 (100.0%)	15879	7.3	31.6
指定都市	12 (100.0%)	1358	5.7	12.6
中核市	16 (94.1%)	435	5.8	25.9
全体	75 (98.7%)	17757	6.7	27.4

注) 中核市については、都道府県と共催実施している市が10市あり、母数を17として計算している。

<教職10年目程度研修>

実施主体	実施縣市数	対象者	平均日数	平均開設講座数
都道府県	39 (83.0%)	20783	6.0	29.9
指定都市	10 (83.3%)	1781	5.7	16.5
中核市	12 (75.0%)	864	6.6	33.1
全体	61 (81.3%)	23428	6.1	28.3

注) 中核市については、都道府県と共催実施している市が11市(10年目研修のみを共催している1市を含む。)あり、母数を16として計算している。

<教職15年目程度研修>

実施主体	実施縣市数	対象者	平均日数	平均開設講座数
都道府県	16 (34.0%)	7029	5.2	26.5
指定都市	3 (25.0%)	1006	5.3	30.6
中核市	4 (23.5%)	398	7.3	10.0
全体	23 (30.3%)	8433	5.6	24.2

注) 中核市については、都道府県と共催実施している市が10市あり、母数を17として計算している。

<教職20年目程度研修>

実施主体	実施縣市数	対象者	平均日数	平均開設講座数
都道府県	5 (10.6%)	1714	2.1	6.7
指定都市	4 (33.3%)	705	2.3	5.5
中核市	4 (25.0%)	403	4.3	9.3
全体	13 (17.3%)	2822	2.8	7.1

注) 中核市については、都道府県と共催実施している市が11市(20年目研修のみを共催している1市を含む。)あり、母数を16として計算している。

注) なお、「平均開設講座数」は各県市の開設講座数を単純平均したものである。開設講座の1講座あたりの時間、日数は各県市により様々であり、単純平均は必ずしも適切な手法ではないが、選択研修の導入の状況を概観する観点から、参考までに記載している。

2. 研修の体系化の状況

研修の体系化のタイプ	都道府県	指定都市	中核市	全体
5年のみ	1	0	1	2 2.6%
5年-10年	27	4	8	39 51.3%
5年-----15年	6	2	2	10 13.2%
5年-10年-15年	9	3	0	12 15.8%
5年-10年-----20年	3	3	4	10 13.2%
5年-----15年-20年	1	0	1	2 2.6%
---10年-15年	0	0	1	1 1.3%
合計	47	12	17	76 100.0%

注) 中核市については、都道府県と共催実施している市が10市あり、母数を17として計算している。

6. 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）（抜粋）

○ 教員免許状の取上げに関する条文

（授与）

第5条 普通免許状は、（中略）に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には授与しない。

一～二（略）

三 成年被後見人又は被保佐人

四 禁錮以上の刑に処せられた者

五 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（取上げ）

第11条 免許状を有する者が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められたときは、授与権者（学校に勤務していない者にあつては住所地の授与権者）は、その免許状を取り上げることができる。ただし、現に職にある者については、懲戒免職の処分を受け、その情状が重いと認められるときに限る。

7. 公立学校教育職員の懲戒処分等の状況(平成12年度)

1 懲戒処分等の状況

(単位:人)

処 分 事 由	懲 戒 処 分 の 種 類				合 計	訓 告 等	諭 旨 免 職	総 計
	免 職	停 職	減 給	戒 告				
体 罰	1	7	56(3)	68(5)	132(8)	295(202)	1	428(210)
わいせつ行為等	71	25	6(2)	6(13)	108(15)	13(77)	20	141(92)
国旗・国歌妨害		1	1	30	32	233(8)		265(8)
争 議 行 為		9		11	20	8		28
公費の不正執行又は手当等の不正受給	3	4	4(3)	1(8)	12(11)	33(14)		45(25)
交 通 事 故	6	74	131	277(6)	488(6)	1,271(99)	2	1,761(105)
その他の服務違反	17	31	36(4)	51(25)	135(29)	1,154(483)	9	1,298(512)
合 計	98	151	234(12)	444(57)	927(69)	3,007(883)	32	3,966(952)

※ () は監督者責任による処分を外数。

2 分限処分等の状況

(単位:人)

区 分	降 任	免 職	休 職				降 給	合 計
			病 気 休 職	起 訴 休 職		そ の 他		
				うち精神性疾患によるもの				
平成12年度	8	15	4,922	2,262	10	80	0	5,035
平成11年度	4	17	4,470	1,924	13	38	0	4,542

3 正式採用とならなかった者の状況

(単位:人)

区 分	依 願 退 職	免 職	死 亡	不 採 用	合 計	(参考)新規採用者数
平成12年度	33 (病気:5、自己都合:28)	3 (懲戒免職:3)	2	1	39	11,021
平成11年度	48 (病気:11、自己都合:37)	0	3	0	51	11,787

※「新規採用者数」は、それぞれの年度の4月1日～6月1日に採用された教員数。

8. 懲戒免職及び免許状の取上げ状況の推移

(人)

年 度	懲戒免職	取上げ
平成 4年	29	1
5年	27	3
6年	35	1
7年	23	1
8年	45	1
9年	46	2
10年	55	1
11年	92	2
12年	98	7

(注)懲戒免職は公立学校の教員の数

(取上げ事由)法令違反又は非行を犯し、その情状が重いと認められた者

[現職教員については、懲戒免職の処分を受け、その情状が

重いと認められる者]

9. 社会人活用の概要

ア 特別非常勤講師の許可・届出件数の推移 (件)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
小学校	0	0	0	0	1	2	2	6	515	920	2140	3711
中学校	6	21	34	58	95	232	348	442	913	1163	1604	1874
高等学校	167	495	1127	1459	1668	2068	2533	3049	3563	4153	4778	5886
特殊教育諸学校	0	1	1	9	18	26	35	40	23	44	99	136
	173	517	1162	1526	1782	2328	2918	3537	5014	6280	8621	11607

※1 平成10年7月1日以降、許可制から届出制に変更

※2 特別非常勤講師配置事業費補助(平成13年度) 249百万円(4956人)

イ 特別免許状の授与状況の推移

	授与件数	免許教科
平成元年度	15件(公立4, 私立11)	英語4件(私立), 数学3件(私立), 工業3件(公立), 国語1件(私立), 書道1件(私立), 看護1件(私立), 商業1件(公立), 宗教1件(私立)
平成2年度	1件(私立1)	理科1件(私立)
平成3年度	2件(私立2)	保健体育1件(私立), 英語1件(私立)
平成4年度	3件(公立1, 私立2)	社会1件(私立), 水産1件(公立), 宗教1件(私立)
平成5年度	2件(公立2)	家庭1件(公立), 商業1件(公立)
平成6年度	12件(公立3, 私立9)	英語3件(私立), 数学3件(私立), 理科2件(私立), 商業1件(公立), 農業1件(公立), 工業1件(公立), 宗教1件(私立)
平成8年度	2件(公立2)	公民1件(公立), 工業1件(公立)
平成9年度	4件(公立4)	看護1件(公立), 商業2件(公立), 工業1件(公立)
平成10年度	1件(公立1)	商業1件(公立)
平成12年度	2件(公立1, 私立1)	理科1件(私立), 工業1件(公立)
累計	44件(公立18, 私立26)	英語8件, 工業7件, 数学, 商業各6件, 理科4件, 宗教3件, 看護2件, 国語, 社会, 書道, 公民, 保健体育, 水産, 家庭, 農業各1件

※1 平成6年度の理科2件のうち1件が中学校, 他はすべて高等学校。

※2 平成7年度及び平成11年度は0件。

10. 平成14年度教員採用選考試験における社会人特別選考等

- 岩手県
 - 校種 高等学校
 - 英語, 工業(建築), 家庭, 商業
 - 資格 ①教育事業を除く民間企業等で5年以上の勤務経験があり, それによりその教科に関する高度の専門的な知識または技能を有する者。
②以下の資格または同等の資格を有する者。
英語(英検準1級), 工業(1級建築士), 家庭(専門調理師), 商業(基本情報技術者試験合格者)

- 東京都
 - 校種 小学校, 高等学校工業(機械, 電気, 建築)
 - 資格 民間企業・官公庁等で5年以上の勤務経験を有する者。

- 長野県
 - 校種 小学校, 中学校, 高等学校
 - 資格 民間企業等での勤務, または自営業, 子育て等で5年以上の経験を有する者。

- 奈良県
 - 校種 高等学校
 - 工業(建築, 薬学)
 - 資格 公立学校以外の事業所等において現に職を有する社会人。

- 島根県(一般選考において特別免許状による出願を認める)
 - 校種 高等学校
 - 農業(農業園芸), 工業(機械・建築), 商業, 水産(栽培漁業)
 - 資格 学士の学位を有し, 志望する教科に関する社会的実務経験を有する者。

- 山口県
 - 校種 小学校, 中学校, 高等学校
 - 資格 現に民間企業等で5年以上の勤務経験を有する者。

- 徳島県
 - 校種 全校種
 - 資格 教育事業を除く民間企業等で5年以上の勤務経験を有する者

- 香川県
 - 校種 全校種
 - 資格 教育事業を除く民間企業等で5年以上の勤務経験があり, それにより高度の知識や技能を有すると認められる者。

- 長崎県
 - 校種 全校種
 - 資格 民間企業等で5年以上の経験を有する者。

(注) ●は特別免許状を活用している場合